

リサイクルできる雑紙を 資源にしましょう！

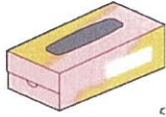


「雑紙（ざつがみ）」とは、雑誌、段ボール、本以外のリサイクル可能な紙のことを言います。八千代市では、この雑紙を資源物として回収しております。いま一度、ご家庭で確認してみてください。

リサイクルできる雑紙の例



チラシ・カタログ



ティッシュの箱



封筒



はがき



紙袋



カレンダー



たばこの箱



食品の箱



お菓子の箱



ラップの箱



歯磨き粉の箱



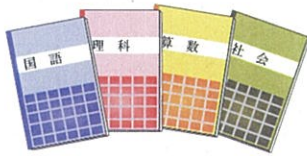
タオルの箱



ポスター



プリント



ノート



教科書

※ 食品やお菓子の箱、たばこの箱などは、匂いや汚れがついている場合は、資源になりません。可燃ごみとして出してください。



古紙に混ぜてはいけない紙

● 粘着物を含む紙

- ・シール
- ・圧着はがき



- ・宅配用伝票



● 防水・耐水加工された紙

- ・紙コップ・紙皿
- ・アイス・ヨーグルトのカップ
- ・ビールなどの紙ケース



● におい・汚れのある紙

- ・線香、石鹸の箱
- ・洗剤の箱
- ・食品残渣で汚れた紙



● 除去できないインクや染料、物質が塗られた紙

- ・アイロンプリント紙
- ・レシート（感熱紙）、カーボン紙
- ・写真（インクジェット用はがき）
- ・アルミ付き紙パック



- ・金・銀箔のある紙

そのほか、「クレヨン、墨汁、絵の具が塗ってある紙」は、古紙に混ぜてはいけない紙となります。古紙に混ぜてはいけない紙は、可燃ごみとして出してください。

